

## 普段は収集できないごみを収集します

みず環境課生活環境係 ☎282-1604

普段は処分ができない、特別なごみを有料で収集します。特別なごみとは、テレビやエアコンの電化製品や畳やガラス類などの家庭用品などです。

◎日程 11月30日

◎場所 町民グラウンド駐車場

◎時間 8時～12時

※当日持ち込みができない場合は11月26日頃までに、みず環境課生活環境係までご連絡ください。事前に委託業者が回収します。回収の場合は、別途回収費用が必要です。

◎特別ごみ対象 (目安額は、回覧文書やHPをご覧ください)

電化製品	テレビ/エアコン/冷蔵庫/洗濯機/衣類乾燥機/エレクトーン/家庭用給湯ボイラー/太陽熱温水器
家庭用品	畳/トタン/スレート/樹脂製波板/便器/ガラス類/金属類/プラスチック類
消耗品	タイヤ/バッテリー/缶/ドラム缶/廃油
農薬用品	農機具/ハウスパイプ
車両	バイク

## 浄化槽設置へ補助金を交付しています

みず環境課生活環境係 ☎282-1604

浄化槽とは、日常生活で使用する、お風呂やトイレなどで出る汚れた水を、微生物などの働きにより分解し、きれいにして放流する施設です。処理をせず放流すると、河川などの水環境が破壊されます。

大切な河川を守るため、浄化槽を設置している人は、点検・清掃・水質検査を必ず行ってください。

また町では、浄化槽を設置する場合に補助金を交付しています。詳しくは、みず環境課生活環境係までお問い合わせください。

◎合併浄化槽設置に対する補助金一覧

浄化槽	建物床面積	補助金
5人槽	130㎡以下	332,000円
7人槽	130㎡超	414,000円
10人槽	浴室および台所2カ所以上	548,000円

## いつでも、どこでも、身近な町で相談

総務課地域・防災係 ☎282-1111

平成26年度上半期の、上益城消費生活相談室の相談状況をお知らせします。

3年目の相談室は益城町が参加し、5町の相談体制がスタートしました。4月から9月の相談件数は166件で、御船町では33件の相談がありました。サラ金の過払い金請求や債務整理などは減少傾向ですが、クレジットや住宅ローン、ひっ迫した生活困窮の相談が寄せられています。当事者の年齢は8歳から90歳と幅広く、50代や60代が増加傾向にあります。

～上半期の主な相談～

◎携帯電話やパソコンの不当請求

【相談事例】

スマホでアダルトサイトの「無料動画」をクリックすると登録料が表示された。慌ててサイトに連絡すると「契約分は払ってください」と言われ、会社名や住所、氏名も答えた。その後、自宅へも電話が来るようになったが、料金を払う余裕がないのでどうしたらよいか。

- ◎携帯やパソコンで子どもが利用したゲームの高額課金
- ◎サラ金、クレジット債権回収業者と督促通知書
- ◎相続トラブル ◎健康食品の電話勧誘トラブル
- ◎レターパックで送金した特殊詐欺被害
- ◎クレジット、住宅ローンの滞納問題など

上益城5町では、県消費生活センターと同じように専門の相談員を配置し、毎月、弁護士、司法書士の無料法律相談会を実施しています。

あんな事、こんな事、ちょっとだけ聞いてみたい。でも構いません。「いつでも、どこでも、身近な町で！」ご相談ください。相談は無料です。

御船町では、毎週火曜日に相談を実施中です。

郡内相談日	月曜日 (益城町)
	火曜日 (御船町)
	水曜日 (嘉島町)
	木曜日 (甲佐町)
	金曜日 (山都町)



## 11月は児童虐待防止推進月間です

福祉課児童福祉係 ☎282-1346

「このままでは虐待をしてしまうかもしれない…」  
「もしかしたら、これって虐待では…」と悩んでいませんか？

子どもへの虐待は、子育ての不安から始まるのがよくあります。さまざまなストレスがきっかけになって虐待をしてしまう…それは決して特別なことではありません。一人で悩まないで、信頼できる人や相談機関へ相談してください。一緒に考えましょう。

また、近所の子育て中の家から、子どもの泣き声が頻りに聞こえて来るような時、「子育ては大変ね」「何か手伝えることはないかな」などと声かけをしてみてください。また、地域の行事に誘ったり、その家族が孤立しないようにすることも虐待防止につながります。心配な家族への声かけが無理な時には、相談機関への相談をお願いします。子どもは「社会の宝」です。町民みんなで見守り、育てていきましょう。

### 子どもへの虐待行為

◎身体的虐待

- ・殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力行為
- ・戸外に長時間しめ出す一など

◎ネグレクト

- ・適切な衣食住の世話をしない
- ・乳幼児を残してよく外出する一など

◎心理的虐待

- ・言葉によるおどし、脅迫
- ・無視、拒否的な態度一など

◎性的虐待

- ・性的関係の強要
- ・ポルノグラフィーの被写体一など

### 児童相談所への相談・通報

- ◆県中央児童相談所 ☎381-4451
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル (24時間対応)  
☎0570-064-000

### 町への相談・通報

- ◆福祉課児童福祉係 ☎282-1346
- ◆保健センター ☎282-1602
- ◆夜間・閉庁日 ☎282-1111

相談者・通報者の秘密は守られます。  
安心して相談してください。



児童虐待はだれにでも、どこでも起こり得る問題  
ととらえることが大切です。  
そして、だれかに「相談」することで、未然に防ぐ  
ことができるという認識を持つことも重要です。

## 里親制度へのご理解とご協力をお願いします。

熊本県中央児童相談所 ☎381-4451

家庭の温もりを求めている子どもたちは、里親さんとの出会いを待ち望んでいます。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が必要です。しかし、親の事故や病気などのために自分の家庭で暮らすことのできない子どもたちもいます。このような子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方へお願いするのが「里親制度」です。多くの皆さんに、この制度の意義をご理解いただき、里親としてご協力いただくことをお願いします。まずは、児童相談所へお問い合わせください。